

指定給水装置工事事業者のみなさまへ

2019年10月1日より 指定給水装置工事事業者は 5年ごとの更新が必要になります

指定給水装置工事事業者の資質の維持・向上を目指して、
「水道法の一部を改正する法律」が、2019年10月1日に施行されます。

●指定の有効期間が従来の無期限から**5年間**となります。
※旧制度で指定を受けている工事事業者のみなさまは、指定を受けた日によって、
初回の更新までの有効期間が異なります(下表参照)

更新については、対象となる指定給水装置工事事業者さま宛に、**別途通知をします。**
なお、郵便の不着や未更新の方への**再通知はいたしません。**

笠岡市の指定番号	初回更新までの有効期間	初回更新手続きの期間
第1号～第52号	令和2年9月29日までの1年間	令和元年11月1日～令和2年2月29日
第53号～第101号	令和3年9月29日までの2年間	令和2年11月1日～令和3年2月28日
第102号～第130号	令和4年9月29日までの3年間	令和3年11月1日～令和4年2月28日
第131号～第163号	令和5年9月29日までの4年間	令和4年11月1日～令和5年2月28日
第164号～第186号	令和6年9月29日までの5年間	令和5年11月1日～令和6年2月29日

●指定更新の要件は**水道法第25条の3(指定の基準)**を
準用し、下記の確認を行います。

- ①給水装置主任技術者の選任
- ②給水装置工事を行うための機械器具の名称、性能及び数
- ③水道法第25条の3で規定された欠格要件に該当しない者

●更新申請に必要な書類等

- ・様式第1及び第2
- ・機械器具調書
- ・定款及び登記事項証明書(法人)
又は住民票(個人)
- ・選任する主任技術者の確認書類
(免状又は技術者証等)
- ・指定更新時確認書
- ・発行済みの事業者証
- ・更新手数料(10,000円)

◎指定更新申請時に4項目の確認を行います

※事業の運営に関する基準(法第25条の8及び法施行規則第36条)に伴い、適正に給水
装置工事の事業を運営していることを確認

- i.指定給水装置工事事業者の講習会の受講実績
- ii.指定給水装置工事事業者の業務内容
(営業時間、漏水修繕、対応工事等)
- iii.給水装置工事主任技術者の研修会の受講状況
- iv.適切に作業を行うことができる技能を有する者の従事状況

◎4項目確認資料

- ・講習会の受講修了証等
- ・外部研修の受講実施履歴等
※自社内研修は不要
- ・施工者の経験の有無及び
配管技能の資格の有無